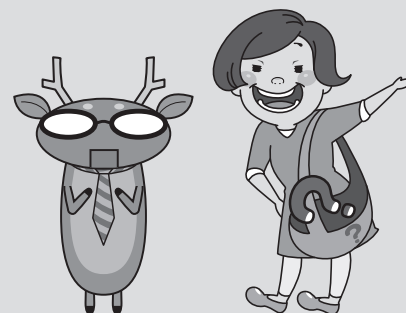


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 132 3月号

北海道立
消費生活センター



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



羽を休める白鳥たち（新ひだか町）

主な内容

- 4月から成年年齢18歳に……………2、3 〈商品テスト〉くらしの疑問……………6、7
親子体験学習講座……………4 3月5日に特別相談実施……………8
くらしのセミナー……………4

〈相談事例〉

未成年者の定期購入トラブル……………5

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

4月から成年年齢が18歳に引き下げ 消費者トラブルに注意！

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。これにより、18歳、19歳の若者は親の同意がなくても一人で高額の商品を購入するといった契約ができる一方、未成年者であることを理由に契約を取り消すことができなくなります。社会経験が浅い若者は、悪質業者のターゲットになりやすく、消費者被害の拡大が懸念されることから、これまで以上に若者への消費者教育が求められています。改めて、成年年齢の引き下げで変わること、若者の消費者トラブルの傾向などを紹介します。

どうして成年年齢が18歳に？

明治時代に日本における成年年齢は民法で20歳と定められました。しかし、諸外国の多くが成年年齢を18歳とし、少子高齢化が急速に進む中、若者の大人としての自覚を高めることなどを理由に、国会で成年年齢の引き下げが議論され、2018年に民法が改正されました。これにより、この4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳からは成年として、一

人で契約でき、父母らの親権に拘束されなくなります。

「変わること」「変わらないこと」

18歳になって変わること、変わらないことを紹介します。（下表参照）

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。例えば、携帯電話の契約やローンを含む、クレジットカードを作る、一人暮らしの部屋を借りるなど。最近では、ネット通販が普及し、簡単に商品やサービスの購入契約をできる機会が増えており、こうした契約も対象です。

また、10年有効のパスポートや、国家資格を取得できるほか、女性は男性と同じく18歳で結婚できるようになります。選挙権は、これまで通り18歳からです。

一方で、成年年齢に達しても健康面への影響や非行防止などの観点から、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限はこれまでと変わらず20歳のままです。

18歳になったらできること	20歳にならないとできないこと
●親の同意がなくても契約できます ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードを作る ・一人暮らしの部屋を借りる など ●10年有効のパスポートを取得できます ●公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取ることができます ●結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳になります ●性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられます	●飲酒 ●喫煙 ●競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ●養子を迎える ●大型・中型自動車運転免許の取得  

若者の消費者トラブル

18歳でできることが増える一方で、懸念されるのは社会経験が浅い若者の消費者被害です。未成年者契約としての取り消しが主張できなくなるため、悪質業者に狙われやすく、さまざまな手口で強引に高額な商品・サービスの契約をさせられる可能性があります。

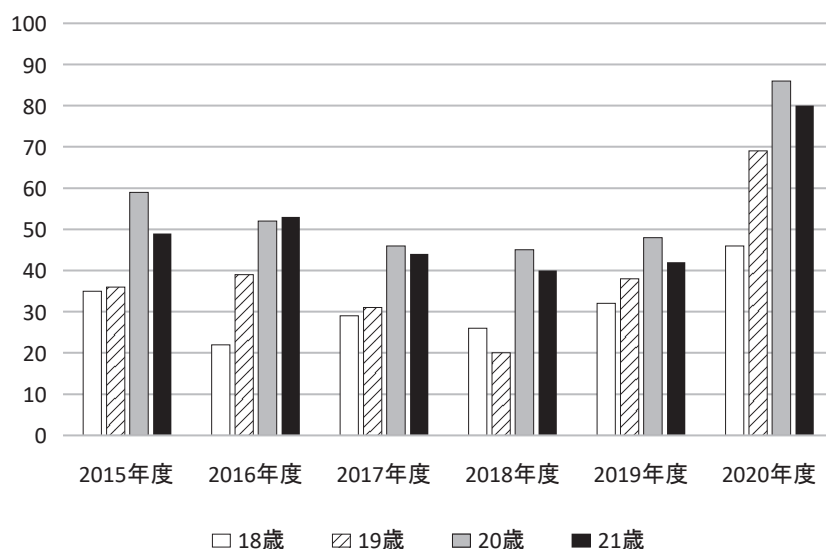
道立消費生活センターに寄せられた若者の相談件数（グラフ参照）をみると、未成年者取り消しが主張できない20歳から相談件数が急増しています。相談内容としては、サプリメントなどの健康食品、賃貸アパートに関する事などが多く、購入形態は通信販売によるものが多くなっています。

よくある相談事例

事例 1

スマホから初回500円の広告を見てダイエットサプリと除毛クリームを注文し、合計1,000円を支払った。その後、同じ商品が届いたので「2回目は頼んでいないから返品したい」と伝えたところ、「回数縛りがある定期購入なので返品はできない」と言われた。除毛クリームとサプリを合わせると総額約4万円にもなり、高校生なので支払えないし、

年齢別相談件数



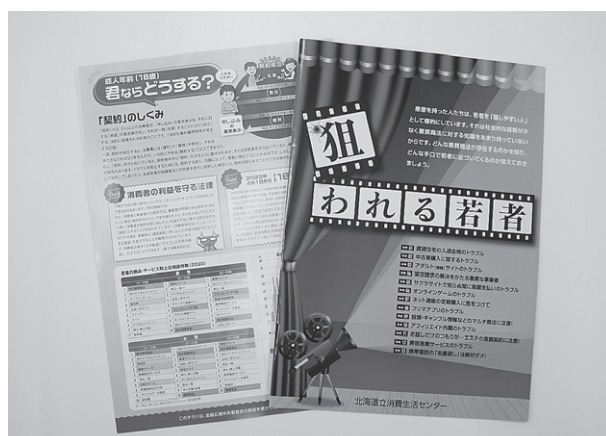
定期購入だと分からなかったから解約したい。

事例 2

ネットで儲かる情報を発信していた人と知り合い、会って話を聞いたところ、「仮想通貨を購入し、外国にある鉱山で利益を得ている事業者に出資すると、利益が分配される。途中でやめてもほぼ返金される」と説明された。資金がないと言うと「消費者金融で借りればよい」と借り方も指示され、1日で複数社から約80万円借りて手続きした。最初は少し出ていた利益も徐々に減り、支払われなくなったため、返金を求めたが業績悪化を理由に先延ばしされ、返金されない。消費者金融への支払もできない。

早期から消費者教育を

若者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、早い時期からの消費者教育が重要です。当センターは、若者向け啓発リーフレット（写真）を発行しているほか、北海道消費者協会が道の受託事業として学校訪問講座を実施しています。学校や家庭などで子どもたちに消費者教育を行う際にご利用ください。



親子体験学習講座

道立消費生活センターは昨年12月27日と1月12日に親子体験学習講座を行いました。

12月は「親子で学ぶ！お金のかしこい使い方～こづかいゲームにチャレンジしてみよう～」と題し、北海道金融広報委員会金融広報アドバイザーの横井規子さんが講師を務め、子どもたちは“こづかいゲームカレンダー”“こづかい日記帳”を使って計画的なお金の使い方を学びました。

お金の使い方を学ぶワークは、前月からの繰越金と当月のお小遣い、出金分として募金やプレゼントなどのルールを設定し、先のお金の出入りを見据えて、本やゲーム、文房具などの欲しいものを計画的に購入するもの。子どもたちは、必要な出費に備えて計画的なお小遣いの使い方を考えました。横井さんは「使えるお金には限りがあるので、本当に必要かを考えてから買い物をしましょう。また、（こづかい帳など）目に見える形でお金を管理しましょう」と呼びかけました。



1月にはJICA 北海道の山中卓也さんが「はじめてのSDGs～みんなが幸せになるおかいものをしよう！～」をテーマに、SDGsの目標達成に向けて子どもたちが日常生活で取り組めることを紹介しました。

山中さんは「SDGsは世界中の人、動物、地球全体が幸せになるための目標で、ゴールは17個あります」と説明し、海でくらす動物がプラスチックごみで困っていること、海外では子どもたちが学校に行けず畑などで働いていることを挙げ、問題解決に向けて「お買い物で世界中の人たちが幸せになれることがあります」と紹介しました。

また、エシカル消費について「人のため、動物のため、環境のためになる買い物をすること」とし、子どもたちは「エコマーク」「MSC認証（海のエコラベル）」など働く人や森、海、動物を守るためのマークがどの説明に当たるかを線で結ぶ問題にチャレンジし、日常生活で取り組めるSDGsについて考えました。



くらしのセミナー アイヌの人たちの生活に習う エシカル消費

道立消費生活センターは昨年12月8日、当センターで第7回くらしのセミナーを開催しました。今年度最後のこの日は、北日本文化研究所代表の藤村久和氏が「アイヌの人たちの生活に習うエシカル消費」をテーマに、アイヌの人々が厳寒期のある北国でどのような食生活を送っていたのかなど、食文化を通して解説しました。

アイヌの人たちの主食は魚で、獲った魚を干して保存することで、厳しい冬の間の食糧

を確保していました。また、自分の家の1年分の食材を確保したら、健康ではない人の分も食材を確保するなど、村の中では互いに助け合いながら生活していました。

藤村氏は、アイヌの人たちが、動物たちと共存し生活していたことを説明した上で「私たちは生きるために呼吸し、吐いた二酸化炭素は街路樹や雑草が呼吸してくれている。決していらないものではないということに気付いてほしい」と話しました。



消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン ☎ 188 ^{いやや いや}（「嫌や」泣き寝入り）
 ※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

980円だと思ったら5万円の定期購入？！

未成年で支払えないので解約したい

Q 無料動画サイトの広告を見て980円の除毛クリームをネット注文し、支払はコンビニの後払い決済を選んだ。1回限りの注文のつもりだったが、販売店の口コミを見て定期購入だと気付いた。2回目からは12,000円で、最低5回の受け取りが条件となっており、支払総額は約5万と分かった。初回分の980円なら支払えるが、未成年のため5回分は高すぎて支払え

ないで解約したい。（10代 男性）



A インターネットなどを利用して商品を購入する通信販売は、特定商取引法で広告規制があり、商品の価格や送料、支払時期と方法、商品の引き渡し時期、返品可否や返品できる場合の条件などを消費者にわかりやすく表示するよう求められています。また、定期購入契約の場合は、申し込み画面や確認画面に定期購入である旨や、商品の引き渡し回数、1回当たりの商品代金や総額等の条件を記載しなければなりません。

一方、民法では、未成年者が親権者等の法定代理人の同意を得ずに申し込んだ契約は原則、取り消すことができます。ただし、成年であると偽って申し込んだ場合などは取り消しは認められません。

当センターから販売店に連絡し、本人は1回限りの注文と思っていたこと、親の同意を得ずに申し込みしたので未成年者契約の取り消しを求めたいことを伝えました。販売店は「商品や契約の内容は申し込み画面にわかりやすく記載している。また、契約内容に関するチェック項目を設けている」と主張しました。ただし、相談者が未成年者であることを踏まえて、「特別に2回目以降の解約を受け

付けるが、初回分はすでに送っているので980円を支払ってほしい」と提案がありました。相談者が初回分だけなら支払えるとのことと提案を了承しました。

4月から成年年齢が18歳に！

今年の4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるため、18歳、19歳の契約はこれまでのように未成年者契約として取り消しを主張できなくなります。

また、悪質な事業者は、未成年者を勧誘しても、契約を取り消される可能性があるため、成年になったばかりの若者を言葉巧みに勧誘し、強引に契約を結ばせようとします。このため、20代前半では定期購入などの通信販売やマルチ商法、情報商材や投資関連などのトラブルが増加する傾向にあります。

成年年齢が引き下げられると、より一層、若者の消費者被害が増えるおそれがあります。トラブルに遭わないために、契約に関するさまざまなルールを知った上で、本当に必要な契約か、慎重に検討することが大切です。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

くらしの 疑問??

～テスト室への問い合わせから～

道立消費生活センターの商品テストグループには、道民の皆さんから衣食住に関するさまざまな問い合わせや苦情が、年間約400件寄せられます。その中からくらしに役立つ話題を紹介します。



コートのファーがごわごわに

Q. フードにファーが付いたコートをクリーニングに出したところ、ファーがごわごわになって戻ってきました。

熱に弱いアクリル

A. ファーが部分的に固まりごわついた感触になっていました。繊維の鑑別を行ったところ、アクリルであることがわかりました。アクリルは熱に弱いことから、スチームやタンブル乾燥などの熱仕上げによる収縮やごわつきなどの風合い変化が発生する苦情事例が報告されています。繊維の特性上、熱がかからないようにする取扱の注意が必要です。



ごわついたファー

ネット中古車販売に注意

Q. 販売店を通じて本州からネットオークションで中古車を購入しました。納車されてすぐにブレーキパッドがかなり消耗していることがわかりました。すぐに販売店に連絡をしましたが、保証対象外と言われました。自分で交換しなければいけないのでしょうか。

契約前に保証範囲の確認を

A. 中古車の場合、保証がある状態で購入し

たとしても、すべての故障が保証されるわけではなく保証範囲内の対応が前提となります。特に消耗品は保証されない場合がほとんどです。保証対象外の故障について販売店に対応を求めることは難しいです。また最近はインターネットでの中古販売が増えていますが、中古車を購入する際には写真だけで判断するのではなくできるだけ現車を確認し、保証がある場合も保証範囲の確認が大切です。



ワイヤレスイヤホンから発火

Q. ワイヤレスイヤホンが充電中に突然発火しました。樹脂が溶けたものの家具などには被害はなく、またやけどなどの怪我もありませんでした。販売店に伝えたところ、新品と交換してくれることになりましたが、このまま使用しても大丈夫でしょうか。

取扱いに注意

A. ワイヤレスイヤホンやスマートフォンなどに使用されているリチウム電池は衝撃などで損傷すると発火や爆発の危険性があります。落としたり、ポケットに入れたまま体重をかけてしまった場合などに損傷するケースが多いです。衝撃を与えたことに気付かない

場合もありますが、使用中や充電中に異常に熱くなる、変なにおいがする場合はすぐに使用を中止しましょう。



「新米」の表示はいつまでできるの？

Q. 店頭で、12月なのに「新米」というシールがついた米袋を見かけました。いつまで「新米」と表示できるのですか？

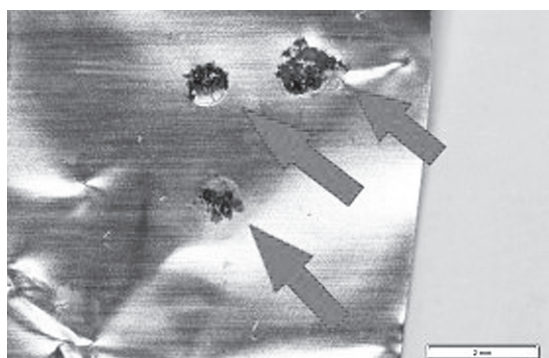
米が生産された年の12月31日まで

A. 「新米」という表示は、食品表示法の規定にある食品表示基準では、米が生産された年の12月31日までに包装や容器に入れられた精米や玄米に限って使用できることとなっています。



アルミホイルが変色、原因は？

Q. 料理にアルミホイルを用いたところ、アルミホイルが黒く変色したり、穴があいたりしました。原因は何でしょうか。



黒く変色したアルミホイル

アルミホイルがさびたことが原因

A. アルミニウムは湿気や塩分、酸などに弱く、梅干しやみそなどに長時間触れていると酸化により変色などの腐食（さび）が起きる

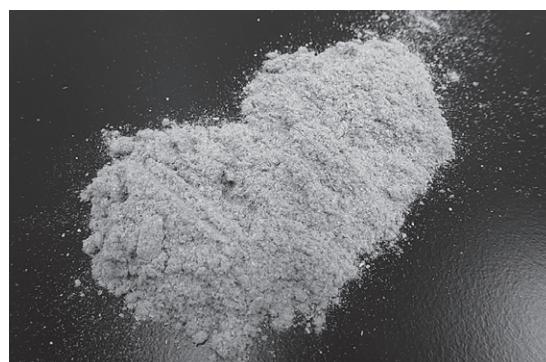
ことがあります。料理の時だけではなく、長期保存でも酸化により白、茶、黒に変色することがあります。実際にアルミホイルをみそとしょうゆに浸して1週間放置するとアルミホイルが破れたり、穴があいたり、変色したりしました。

カーペットから白い粉

Q. 5年以上前に購入したカーペットから白い粉が大量に出ます。何度掃除機をかけて取ってもまた出てきます。身体に害がないか心配です。調べてください。

劣化した接着剤

A. 白い粉を蛍光X線分析装置で分析したところ、カルシウムが大半を占めていたことから、接着剤に使用されている炭酸カルシウムが劣化して析出してきたと考えられます。このようにカーペットから経年劣化した接着剤の白い粉が出る事例が他にも多く報告されています。接着剤は時間経過や光、熱、湿気などで劣化することが知られています。身体に害のある物質ではないので心配はいりません。



カーペットから出た大量の粉

調べてほしいことはありますか？

今回掲載した事例以外にも食品の塩分量や成分検査、繊維の色落ちのテスト、金属類の材質検査なども可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください（相談専用電話050-7505-0999）。

なお、テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。



3月5日に特別相談 「消費者トラブル110番」

道立消費生活センターと札幌弁護士会は3月5日午前10時～午後3時まで特別相談「消費者トラブル110番」を実施します。

当日は電話相談のほか、来所（事前予約が必要）による相談にも対応します。相談内容は、消費生活に関するトラブルで、消費者か

らの相談であれば分野は問いません。

来所予約は、当センター相談支援グループ（電話011-221-0110）へ。

※新型コロナウイルス感染拡大等により、来所相談を中止し、電話相談のみとなる場合があります。

5日の特設電話番号
011-210-5057

センターご利用の際は 新型コロナウイルス感染防止対策にご理解を

道立消費生活センターは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じています。見学を含めた入館者には、以下のとおり、検温、マスク着用や連絡先の記入などをお願いしています。休館の場合もありますので、来館の際は事前に電話もしくはホームページ等でご確認ください。ご理解とご協力をお願いします。

- ①出入り口などに手指消毒用アルコールを設置していますのでご利用ください。
- ②各受付で必ず検温を行います。37.5度以上の発熱、もしくは平熱+1度以上の超過が認められた場合は入館をお控えください。
- ③マスクの着用をお願いします。お持ちでない方は、職員にお申し出ください。
- ④新型コロナウイルス感染が発生した場合、その事実を皆様にお伝えすることに備えて、入館される方の連絡先（氏名、住所、電話番号）を所定の用紙へご記入いただきます。
- ⑤「北海道コロナ通知システム」を導入しています。入館の際にQRコードからメールアドレスを登録していただくと、同じ日に当センター利用者の中から感染者が確認された場合に北海道からメールでお知らせします。



北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索

